

(情報の収集及び提供)

第13条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報その他の科学的知見に基づく食の安心・安全の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に対し、積極的な情報の提供を行うものとする。

(趣旨)

食の安心・安全の確保の取組を進める上で、情報を共有化することは極めて重要です。また、このことは、健康への悪影響の未然防止にもつながります。このため、府は、府民の健康への悪影響を未然に防止する上で有益な情報の収集、整理、分析等を行い、消費者としての府民や食品関連事業者に対し、ホームページなどにより積極的に情報提供を行うことを明らかにしています。

(解説)

食の安心・安全の確保は、行政、食品関連事業者及び府民が連携・協働して行うことにより実現できるものです。関係者が連携・協働するには、情報の共有化が前提となります。

なお、「食の安心・安全の確保に関する情報」とは、食品そのものの情報、食品添加物や農薬など食品生産・製造過程で使用されるものに関する情報、更には、食品表示に関する情報など幅広いものを考えています。

たとえば、国（審議会などで調査審議されたものを含む。）、他府県、市町村、業界団体からの情報、監視指導結果や各種の調査結果などの府の情報に加え、食品回収情報など食品関連事業者からの情報も含まれます。